

契約事前確認公募について

平成31年4月11日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「燃料デブリ取り出し時の安全確保技術支援（その2）」業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者との間の一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

燃料デブリ取り出し時の安全確保技術支援（その2）

(2) 履行期間

契約締結日～令和元年8月30日

(3) 概要

福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の燃料取り出し時における安全リスク評価の妥当性の検討に向けて、以下の項目について検討を行う。なお検討の際には、技術研究組合 国際廃炉研究開発機構（IRID）及び東京電力ホールディングス株式会社の燃料デブリ取り出しシステム及び設備・施設の最新知見、当機構の戦略プランを踏まえること、また、リスク評価（影響度評価）については1F実施計画で用いた解析評価と整合させること、並びに確率論的リスク評価手法及び総合安全解析手法、再処理施設の設計基準事故の選定の考え方・手法を必要に応じて適切に取り入れること。

実施内容は以下の通りである。

① 各事象進展の発生頻度評価の課題検討

ISA インデックス法を用いた発生頻度評価について、抽出された課題を検討する。具体的には以下の通り。

- ・ 電源系等のサポート系の機能喪失の考慮
- ・ 人的過誤の考慮
- ・ 1F燃料デブリ取り出し特有の設備の信頼性劣化の考慮（頻度インデックスの感度評価）

② 各事象進展の影響度評価

昨年度整理した事象シナリオについて、建屋周辺の被ばく評価及び作業従事者の被ばく評価を実施する。

※影響度については、1F 特有の性質から、評価条件として設定しているパラメータの不確かさ要因のどれが有意に影響するかについて検討する。また不確かさの大きなパラメータの設定根拠を説明する。

③ ISA 評価

②の事象シナリオについて、建屋周辺及び作業従事者の ISA 評価を実施する。

許容ラインを逸脱するケースがある場合、リスク評価に影響を与える因子や、影響因子に関連するパラメータについて、実機で段階的に確認していく方法を検討する。

また、影響緩和措置を検討しその措置を施すことの影響度への効果を把握する。

その上で、建屋周辺、作業従事者及び昨年度評価した一般公衆の ISA 評価を基に、デブリ取り出し各段階において必要十分な防護措置を検討する。

ISA 評価の難しいものについては、対応方針（工学的判断）の策定を行う。また、シナリオの内、リスクの低いものについて、スクリーニングアウトするロジックを構築する。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は応募資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 平成31・32・33年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。

(4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(6) 中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。

(7) 仕様書の交付を受けた者であること。

- (8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
- ① 原子炉プラント設計実績及びノウハウを持つプラントメーカーであり、1F の廃炉に関する規制要件の知識及び技術支援業務経験を有すること
また将来の 1F 実施計画向け認可解析では、本手法を用いた影響度評価（被ばく評価）を行うことから、本委託にて試評価を行う際も、許認可解析の解析コード、解析や審査（実施計画、監視・評価検討会）資料作成に関するノウハウを有していること
 - ② （設計基準事故・重大事故等が規定された再稼働炉とは異なる）再処理施設の設計基準事故シナリオの選定、評価の実績があること
 - ③ 1F1～4 号機の廃止措置に関する設備・施設の設計に関わり、知識、技術支援業務経験を有すること
 - ④ 「廃炉・汚染水対策事業費補助金 燃料デブリ・炉内構造物の取り出し工法・システムの高度化」（以下「国プロ」という。）の今年度実施中の安全評価の一部を用いて評価を行うこと、東電のエンジニアリングにも提供する技術であることから、国プロ及び東電の予備エンジニアリングプロジェクトに参加していること
 - ⑤ 確率的リスク評価手法、総合安全解析手法に関する専門的知識や評価実績があること

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「燃料デブリ取出し時の安全確保技術支援（その2）」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

（Eイ アンダーバー ディー イー アイ イイ アットマーク エヌ ディー エフ ドット ジー オー ドット ジェー ピー）

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記（1）において平成 31 年 4 月 17 日（水）までの平日（10：00～17：00）配布する。

なお、事前に上記（1）の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

平成 31 年 4 月 18 日（木）15：00

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「燃料デブリ取出し時の安全確保技術支援（その2）」業務担当あて（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（別添）
- ② 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要（パンフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）

4. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- （3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

別添

平成 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：燃料デブリ取出し時の安全確保技術支援（その2）

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号